

損害賠償等請求事件について

事案の概要

本件は、水道事業者である被上告人（第1審被告）との間で給水契約（本件給水契約）を締結している上告人ら（第1審原告ら）が、給水区域内である宮古島市伊良部において生じた断水（本件断水）により上告人らの経営する宿泊施設における営業利益の喪失等の損害が生じたなどと主張して、被上告人に対し、本件給水契約の債務不履行等に基づく損害賠償を求める事案である。

[参考]

水道法（平成30年法律第92号による改正前のもの）

15条（給水義務）

- 2項 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

宮古島市水道事業給水条例（本件条例）

16条（給水の原則）

- 1項 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。
- 3項 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市はその責めを負わない。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（福岡高裁那覇支部）は、本件条例16条3項は、水道事業の安定的かつ継続的な運営を維持するため、給水の制限又は停止の原因となった水道施設の損傷が被上告人の故意又は重過失によるものである場合を除き、被上告人の給水義務の不履行に基づく損害賠償責任を免除した規定であり、本件断水に至る事情を考慮すると、その原因となった水道施設の破損について被上告人に故意又は重過失があるとはいえないから、被上告人の本件断水による給水義務の不履行に基づく損害賠償責任は、本件条例16条3項により免除されるとして、本件給水契約の債務不履行に基づく損害賠償請求を棄却すべきものとした。
- ◇ 当審における争点は、本件条例16条3項が、給水義務の不履行に基づく損害賠償責任を免除した規定であるか否かである。

①保険金請求事件・②損害賠償請求事件について

事案の概要

①事件原告（①事件被上告人）及び②事件原告（②事件上告人）は、交通事故により受傷し、労災保険給付を受けた。①・②事件被告（①事件上告人、②事件被上告人）は、各事故の加害者の加入する自賠責保険の保険会社である。

被告は、国が、労働者災害補償保険法（労災保険法）12条の4第1項に基づき、各原告の被告に対する自動車損害賠償保障法（自賠法）16条1項の直接請求権〔注1〕の一部を取得し〔注2〕、これを行行使したことから、国に対し、自賠責保険金額の一部（①事件）又は全部（②事件）に当たる額を支払っている。

本件は、各原告が、被告に対し、自賠法16条1項に基づき、上記額の支払を求める事案である。

各原告は、被害者が、労災保険給付等を受けてもなお填補されない損害について直接請求権を行行使する場合は、他方で国が労災保険法12条の4第1項に基づき取得した直接請求権を行行使したときであっても、国に優先して自賠責保険の保険会社から保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができることからすれば（最高裁平成29年（受）第659号、第660号同30年9月27日第一小法廷判決参照）、被告の国に対する上記支払は有効な弁済に当たらないと主張している。

〔注〕

- 1 自動車事故による人身損害について加害者に自賠法3条の自動車損害賠償責任が発生したときは、被害者は、直接、保険会社に対し、保険金額の限度で損害賠償額の支払を請求することができる（自賠法16条1項参照）。
- 2 事故が第三者の行為によって生じた場合において、政府が労災保険給付をしたときは、国は、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する（労災保険法12条の4第1項参照）。

原判決と争点

◇ ①事件の原判決は、被告の国に対する支払は有効な弁済に当たらないとして①事件原告の上記請求を認容すべきものとしたが、②事件の原判決は、上記支払は有効な弁済に当たるとして②事件原告の上記請求を棄却した。

◇ 最高裁における争点は、被告の国に対する支払が有効な弁済に当たるか否かである。

固定資産評価審査決定取消等請求事件について

事案の概要

本件は、兵庫県丹波市所在の、山間部に位置しているが高低差が余りないゴルフ場用地（以下「本件各土地」という。）の固定資産税の納税義務者である上告人が、

- ① 丹波市長により決定され土地課税台帳に登録された平成30年度の価格（以下「本件登録価格」という。）を不服として丹波市固定資産評価審査委員会（以下「本件委員会」という。）に審査の申出をしたところ、本件委員会がこれを棄却する決定（以下「本件決定」という。）をしたため、本件決定の一部取消しを求めるとともに（以下「本件取消請求」という。）、
- ② 本件決定の違法を理由として、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金（弁護士費用相当額）等の支払を求める（以下「本件国賠請求」という。）事案である。

〔参考〕

固定資産評価基準第1章第10節二の概要（固定資産評価基準解説〔土地篇〕より）

(ア) 原則

$(\text{ゴルフ場等用地の取得価額} + \text{ゴルフ場等の造成費}) \times \text{位置、利用状況等による補正}$

(イ) 取得価額等の価格事情に変動等があるとき

$(\text{附近の土地の価額} + \text{最近における造成費}) \times \text{位置、利用状況等による補正}$

※本件各土地については、上記の(イ)が適用される。

※最近における造成費に関し、総務省の通知等においては、「林間コース」につき700円/m²、「丘陵コース」につき840円/m²の平均的造成費が参考として示されている。

原判決及び争点

◇ 原判決（大阪高裁）は、要旨次のとおり判断した。

① 本件取消請求について（一部認容）

本件各土地の造成に際し、土工事をほとんど要しない以上、林間コースの平均的造成費を用いるべきであるから、本件登録価格は、丘陵コースの平均的造成費を用いた点において、評価基準の定める評価方法に従って算定されたとはいえない。

② 本件国賠請求について（棄却）

本件決定は、ゴルフ場用地の取得価額について山林素地の価額を基準とするのであれば、造成費についても丘陵コースの平均的造成費を用いることが、整合性のとれた評価になるとの解釈によったものであるところ、その解釈にも一定の合理性はある。したがって、本件委員会の委員に、職務上の注意義務違反は認められない。

◇ 当審においては、上記①の判断の当否は直接の審理対象とはなっておらず、専ら上記②に関する原審の判断の当否が問題となる。